

平成28年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月8日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第8号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第68号	平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
日程第 7	議案第69号	平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第70号	平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第71号	平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第72号	平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第76号	豊頃町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定
日程第12	議案第73号	豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
日程第13	議案第74号	豊頃町税条例の一部改正
日程第14	議案第75号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第15	同意案第2号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第16	同意案第3号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第17		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育	長	菅原	裕一君
農業委員会	長	竹下	昌徳君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	和田	宏樹君
企画課	長	柄崎	明久君
住民課	長	矢野	利治君
福祉課	長	岩城	光洋君
産業課	長	山本	芳博君
施設課	長	渡部	邦生君
会計管理者		佐藤	孝夫君
農業委員会事務局	長	高倉	明君
教育委員会教育課	長	富田	秀樹君
子育て支援所	長	下重	博光君
消防署	長	佐藤	則仁君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	中川	直幸君
庶務係	長	沢崎	真司君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成28年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成28年10月27日から同年11月15日まで実施されました平成28年度定期監査報告書及び平成28年8月から10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、豊頃医院の後任の医師の決定についてであります。
本年9月定例会において行政報告をさせていただきました豊頃医院の後任医師について、去る9月10日、再度御来町いただき、豊頃医院及び大津診療所において新年度から診療業務を担っていただくよう「確約書」を提出していただきました。新年度から本町で診療していただく医師は、現在、宮城県気仙沼市大島において「大島医院院長」を務められている『山本馨』氏であります。年齢は、満71歳であります。山本先生は、東北大学医学部卒業後、東北大学病院第3内科、公立相馬総合病院などを

経て、平成11年、俱知安町にて山本内科消化器医院を開業されておりましたが、平成19年当時無医地区であった気仙沼市の離島、大島に移住され、大島医院で島民の診療に当たっておられる医師であります。今回、御本人の意向により、本町における診療期間を来年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としておりますが、契約満了時には再度契約更新をしたいとお話も伺っているところであります。本町には、来年3月に奥様と御一緒に転居され、4月からの診療開始に向けて準備していただくことになっておりますが、年明けにも3度目の来町を計画していると伺っており、現医院長との引き継ぎや医院及び医院長住宅の改良など、詳細に協議し、新たな診療体制を早期に整えることができるよう取り進めてまいります。

次に、農林水産業の概要についてであります。

本年は、春先の強風その後の多雨と日照不足、更には度重なる台風の襲来に伴い、本町基幹産業である農林水産業が多大な被害を受けるなど、非常に残念な一年でありました。

最初に農業において、小麦は、製品調整後の反収が前年比50パーセント強にとどまりました。寒冷地作物であるてん菜は、湿害により廃耕面積が約120ヘクタールに及び、前年の50パーセント以下の反収にとどまる極端な収穫の減少が見込まれ、糖度も基準糖度を下回る状況となっております。馬鈴薯は、食用・加工用・でん粉用とも腐食が見られ、種子用を除き大きな収穫減となっております。豆類は、大豆を除き小豆並びに菜豆類は品質低下とともに極端な収穫の減少となりました。野菜類につきましては、大根も含め全般的に天候不順の影響を受け、収穫の大きな減少となりました。

畜産関係では、生乳生産において搾乳経営農家の減少もあって、前年同期比0.5パーセントの減少となっておりますが、肉用牛については黒毛和種の去勢・雌の素牛価格の高止まり傾向が依然として続いております。また、粗飼料生産については、2番牧草並びにデントコーンの減収及び粗飼料栄養価の低下が懸念される状況となっております。本年は、天候不順と大災害に見舞われ、農業粗生産額の大きな減少が見込まれる中、国・道の支援策の円滑な取組に、豊頃町農業協同組合と連携し、営農の維持安定を図るとともに、必要に応じた町単独の支援も協議・検討してまいります。

次に、林産業については、民有林の皆伐は前年並みの状況で推移しております。また、町産業振興補助制度による植林奨励と苗木の供給量の回復もあり、伐採跡地の植林が前年比10パーセント程度増加しており、引き続き環境保全のため植林を推進し、伐採跡地及び未立木地解消に努めてまいります。また、台風により、カラマツを主体に風倒木被害が、民有林で約90ヘクタール、町有林で約18ヘクタール発生しており、今後、十勝広域森林組合とも連携し、間伐等被害木の整理を進めるほか、被

害が大きかった林道牛首別線について、災害認定を受けましたので平成29年度において早期復旧に努めてまいります。

次に、水産業については、全道秋サケ定置網漁の漁期前予測では約11パーセント増と回復基調であったものの、漁獲開始間もなく度重なる台風の襲来により、大量の流木が発生し、定置網漁においてはこれら流木の撤去作業なども重なり、大津漁協での漁獲量は前年比約40パーセントの減、漁獲高で20パーセント減での終漁となり、過去30年で最悪の状況となりましたが、今後のサケ資源の回復に期待を寄せているところであります。シシャモ漁においても、事前の生息調査により資源量が低調であったことに加え、台風の影響による海中の沈下流木により漁具被害が発生するなど、前年比半減以下の漁獲量にとどまる結果で終漁となっています。

また、大津漁港の防災・減災対策整備において懸案となっていました上架施設の整備、船揚場のかさ上げについては、今年度末にクレーン等の施設が大津漁業協同組合に引き渡されることになっております。当該施設等の取得に際し、浦幌町と協調し漁協の経営安定のために支援するとともに、継続されるかさ上げ工事の早期完成、供用開始に向け、漁協及び関係団体と連携して推進してまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成28年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成28年12月5日。

3、調査の経過。

(1)平成28年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成28年12月1日招集告示のあった平成28年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成28年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月15日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成28年第3回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるべきもの4件とした。

ウ、同意案第2号及び第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

エ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月8日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)小中一貫教育について。

2、調査の方法。

資料による検討及び説明聴取。

3、調査期日。

平成28年11月15日。

4、調査の経過と結果。

国の小中連携教育、小中一貫教育制度の概要及び本町における小中連携教育の取り組みから小中一貫教育（併設校）の検討の現状について調査を実施した。

(1)小中連携教育と小中一貫教育。

国が定義する小中連携教育とは、小・中学校がそれぞれ別々であるとの前提の下、教育目標やカリキュラムの共通部分について協働し、小学校から中学校教育への円滑な接続を目指す教育のことである。また、小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校が教育目標や目指す子ども像などを共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことである。

国においては、平成18年の教育基本法の改正等により小中一貫教育への取組を進め、平成28年度からは小中一貫教育を行う新たな学校として、義務教育学校を制度化した。この義務教育学校は、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校で、教職員は、小学校と中学校の免許を併有することが必要となる。校舎の形態には、一つの校舎で小学生と中学生が学ぶ施設一体型、小学校・中学校の校舎が同一する敷地または隣接地にある施設隣接型、異なる敷地に校舎がある施設分離型がある。

北海道においては、小中連携、一貫教育実践事業として、平成26年度から3年間、道内15の実践施設を指定し（本町は未指定）、小・中学校9年間を見通した学習指導等を行い、児童生徒の学力向上を図る研究を実施している。

(2) 豊頃町の取組。

本町では、平成16年の校長会議において小中連携の取組の検討を依頼したことを皮切りに、小中連携教育の研究と実践が進められている。平成19年度に、報徳のおしえを基盤とする小・中学校相互の連携教育の推進を目的に、豊頃町小・中学校連携教育推進会議が設置され、平成27年度からは同会議が発展解消し、豊頃町学校教育振興会に小中連携推進部として位置づけられている。この間、報徳のおしえを学ぶ小・中学校合同授業やICTを活用した遠隔授業などが行われてきた。

(3) 小中一貫教育（併設校）の検討の現状。

平成28年11月1日現在の町内小・中学校の児童生徒数は、全体で219人であり、今後減少していくことが推計されている。また、豊頃中学校の校舎は建築から42年が経過し、建替えの検討を進める必要があることなどから、教育委員会では、道内の小学校・中学校併設校舎や義務教育学校の視察調査を実施し、豊頃町総合教育会議の中で、校舎建替えに係る検討組織の設置の必要性について協議する予定となっている。

5、まとめ。

本調査では、本町における小中連携教育の状況を再確認するとともに、学校の社会性育成機能の強化の必要性等から、国において小中一貫教育が推進され学力向上などの成果が見られる一方で、教職員が小・中学校両方の教員免許の保有が必要なことなどの解決しなければならない課題もあることが分かった。

このため、本町において小中一貫教育を導入する場合は、これら成果と課題の研究に時間を掛けるべきであり、報徳のおしえを基盤とした豊頃町独自の小中連携教育を深化させるとともに、今後の児童生徒数の動向を見据え、豊頃中学校の建替え、豊頃小学校と豊頃中学校が近接する教育環境、大津小学校での遠隔授業の研究、先進地における小中一貫教育の動向なども参考にしながら、豊頃町らしい小中一貫教育のあり方を考えるべきとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第8号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) バイオガスプラントについて。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成28年10月25日。

4、調査の経過と結果。

管内バイオガスプラントについて調査を実施した。

(1) 有限会社友夢牧場。

有限会社友夢牧場のバイオガスプラントは、平成28年4月に稼働し、牧場で飼育する乳牛約1,000頭、1日約60トンのふん尿を処理可能な施設である。発酵槽に投入されたふん尿から発生するメタンガスは、発電機の燃料として使用し、発電された電気は全量売電している。また発酵後のふん尿は、消化液として同牧場所有の畑に散布されている。

プラント本体の建設費は約6億円で、全額自己資金で建設している。

(2) 鹿追町環境保全センター及び瓜幕バイオガスプラント。

鹿追町環境保全センターは、町への観光客が増加する中、市街地を中心に乳牛ふん尿の適正処理を望む声の高まりを受け、平成19年10月に稼働した。鹿追市街周辺地区の酪農家を対象に、集中型バイオガスプラントとして整備され、乳牛ふん尿を収集運搬し、乳牛約1,300頭、1日約85.8トンのふん尿が処理可能な施設である。発酵槽に投入されたふん尿から生じるメタンガスは、発電機の燃料として使用されるほか、燃焼により発生した熱の高度利用を進めている。電気は、プラント内で利用する電力を除く全量を売電し、売電収入は、プラント運営費や基金への積立ての財源に充当されている。発酵後のふん尿は、消化液として農家の畑に散布されている。

プラント本体の建設費は8億3,475万円で、町が実施主体となり、財源には国庫補助金を充当している。

また、瓜幕バイオガスプラントは、同町内2か所目のプラントとして、平成28年

4月に稼働している。瓜幕地区の乳牛ふん尿を収集運搬し、1日約210トンのふん尿が処理可能な施設であり、国内最大規模である。鹿追町環境保全センターと同様の仕組みにより発電し、プラント本体の建設費は約23億円で、町が実施主体となり、財源には国庫補助金を充当している。

(3) 士幌町農業協同組合バイオガスプラント。

士幌町では、飼育頭数の拡大や飼養形態の変化による家畜ふん尿の適切な処理が課題となったことから、バイオガスプラントの導入が検討され、平成15年度から町が設置者となり、牧場ごとに設置する個別型バイオガスプラントを3棟建設し、その後、士幌町農業協同組合が実施主体で、平成24年度から同じく個別型バイオガスプラントの建設がスタートし、これまでに7棟が稼働している。視察したプラントは、平成27年に建設され、約30トンの乳牛ふん尿が処理可能な施設である。発酵槽に投入されたふん尿から発生したメタンガスは、発電機の燃料として使用し、発電された電気は全量売電している。発酵後のふん尿は、消化液として農家の畑に散布されている。

プラント本体の建設費は、約4億5,000万円で、士幌町農業協同組合関連会社が小売電気事業者となり、町内の個別型バイオガスプラントで発電した電力を同組合施設へ供給する仕組みで運営され、財源には国庫補助金を充当している。

5、まとめ。

本調査では、事業主体が、法人、町、町と農協などの異なる形態である3町、4か所のバイオガスプラントの視察調査を実施した。

この4か所の施設は、建設時期が電力の全量買取制度の開始前後など、建設に至る背景には違いがあるものの、共通して家畜ふん尿による悪臭や環境対策が根本にあることが伺えた。

また、バイオガスプラント建設上で検討すべき事項として、事業主体、建設コスト、家畜ふん尿の運搬、消化液散布体制、売電に伴う系統連系などがあることが明らかになった。

バイオガスプラントが、本町における家畜ふん尿対策や環境対策の一つとして有効であることから、早急に各関係機関と検討を進めるべきであるとの意見が出された。

以上であります。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

◎ 議案第68号

●藤田議長 日程第6 議案第68号平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案第68号平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

各会計補正予算書、1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,102万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,810万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に62万9,000円を追加。3目財産管理費において、基金積立金470万円を追加するなど、合わせて570万円を追加。7目企画費において、定住促進等住宅取得補助金850万円を追加するなど、合わせて1,181万3,000円を追加。9目電算情報管理費に212万8,000円を追加するなど、合わせて1項総務管理費に2,027万円を追加。

16ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業に978万9,000円を追加するなど、合わせて1項社会福祉費に1,396万円を追加。2項児童福祉費から250万4,000円を減額。

20ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、医療施設特別会計繰出金589万4,000円を追加するなど、合わせて874万1,000円を追加。2項簡易水道費に53万1,000円を追加。

22ページ、5款農林水産業費、1項農業費から178万6,000円を減額。3項林業費に137万4,000円を追加。4項水産業費に大津漁港上架施設整備事業補助金1,100万円を追加するなど、合わせて1,112万5,000円を追加。

24ページ、6款商工費、1項商工費に231万2,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に10万8,000円を追加。2項道路橋梁費に48万1,000円を追加。

26ページ、3項住宅費に333万1,000円を追加。5項施設費に10万円を追加。

8款消防費、1項消防費から516万4,000円を減額。

28ページ、2項災害対策費に148万円を追加。

9款教育費、3項中学校費から277万3,000円を減額。5項保健体育費から56万1,000円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。

これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税に2,120万円を追加。2項固定資産税に3,470万円を追加。3項軽自動車税に250万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に121万2,000円を追加。

11款分担金及び負担金、2項負担金から533万9,000円を減額。

10ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金に95万4,000円を追加。2項国庫補助金に978万9,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金に45万7,000円を追加。2項道補助金から44万9,000円を減額。

12ページ、15款財産収入、2項財産売払収入に740万円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に565万3,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から4,000万円を減額。

19款諸収入、5項雑入に334万8,000円を追加。

20款町債、1項町債に960万円を追加。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条地方債の補正について説明いたします。4ページ、第2表地方債補正をごらん願います。

表記載にありますとおり、過疎対策事業において定住促進等住宅取得事業など3事業に、合わせて960万円を追加し、限度額の総額を6億8,580万2,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

(質疑なし)

●藤田議長 9款地方交付税。

(質疑なし)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質疑なし)

- 藤田議長 13款国庫支出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 14款道支出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 15款財産収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 16款寄附金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 17款繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 19款諸収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 20款町債。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。
14ページ、2款総務費、1項総務管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項児童福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項簡易水道費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 22ページ、5款農林水産業費、1項農業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項林業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項水産業費。
失礼しました、説明。

山本産業課長。

●山本産業課長 平成28年度第4回豊頃町議会定例会予算説明書の1ページをごらんください。

説明第1号、大津漁港上架施設整備事業に係る補助金について。

防災、減災対策として直轄事業により施行されている大津漁港上架施設整備事業において、現有の上架施設の機能保障工事として進められているクレーン等の施設整備が今年度中に完了し、大津漁業協同組合に引き渡しとなることに伴い、漁協負担を軽減し、経営の安定を図るため、浦幌町と協調して補助を行うこととし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

事業概要でございますが、事業名、大津漁港上架施設整備事業。事業費、大津漁業協同組合の負担金3,828万1,000円に対し、本町及び浦幌町それぞれが1,100万円を補助するものです。なお、引渡しを受ける施設内容は、クレーン1基、100トン能力のホイストクレーン、移動用台車1台、自走式でございます。あわせて、荷重検査用ウエイト1式、100トン分の検査キットでございます。

2、事業主体は、帯広開発建設部であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 確認のために、ちょっと質問します。この上程されている予算の事業費が3,828万1,000円なのですが、これは先ほど町長からの行政報告でも触れておりますが、防災に対する対策として、開発局が事業主体で進められていることについては理解していますが、全体的に、これはいつ頃まで工事の早期完成がなされるのかというところを1点と、それから、今後、浦幌町と大津漁協という運営上で、両町が負担しなければいけない財源内容なのですが、それらについての見通しというのはどのぐらいなのかというところをアバウト的に考えがあれば説明をいただきたいと思えます。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 ただいま助成をするクレーン等については、先ほど説明したとおり、今年度末の完成引渡しということでございますが、実際の稼働、つまり、船揚場のかさ上げ工事が完了しなければ、基本的には機能として有効に活用される状況にはないところでありまして、上架施設の船揚場のかさ上げにつきましては、開発建設部の工事の関係もございまして、予算もありませんが、先ほど行政報告で申し上げましたように、早期の完成を目指して関係機関と開発建設部のほうに要請をするということ

でございます、現状では平成29年度の末を目指して、船揚場のかさ上げについて完了を目指すということで、現在のところ、帯広開発建設部のほうからお聞きしているところでございます。

第2点目でございますが、完成後の関連施設等の整備については、今後さらに漁協と協議の上、進めなければならないという課題が多少あるかと思いますが、具体の財政支援等々の考え方については、まだ明らかになっていない状況であります。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 時期については、今説明あったように、平成29年末には大体完成でしょうというようなことですね。ただ、予算的なものは、ちょっと開発局のほうで捉えているものについては不明だと。

それで、非常に整備されて、防災に対しての対策としては、漁業者は若干なりとも安どするでしょう。しかし、開発局以外の本町のテリトリーといいますか、地域の整備というのもやはり私は同時リンクで進めなければいけないだろうという考えをしていますが、その辺の計画はあるや否やということについてはいかがですか。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 漁港そのものについては、管理者が北海道でございますので、その関連で課題が出てくる部分もあろうかと思いますが、防災そのもの、大津地域の考え方と言いますと、前浜の防潮堤の改修といいますか、工事等も進められるように計画されているというふうにも伺っておりますし、漁港内においては耐震岸壁の整備ですとか、津波等の災害時の地上からの流出、機材とかそういうものの流出防止対策ですとかという観点で、今、検討されている内容になっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

24ページ、6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 勉強不足で恐縮なのですが、この2項の片仮名で書いてあるところ
です、これについての説明をお願いします。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 29ページに記載しておりますJアラートエリアメール機能追加の
工事ということだと思います。聞き慣れない言葉だと思いますけれども、Jアラート
というのは、日本語で言えば全国瞬時警報システムというシステムでございまして、
これは何を言っているかといいますと、皆さんも多分お聞きになっているかと思いま
す、緊急地震速報というのがあります、これから何秒か後に大きな揺れが出ますよ
と、こういうものを、それぞれの受信機、テレビ、ラジオ、携帯電話、こういうもの
に瞬時にお知らせをするシステムのことです。このシステムは、本町の防災無線に接
続されておりまして、一度、確か緊急地震速報が流れたときに、この防災無線から、
たった一度でありますけれども、防災無線を通じ、拡声器を通じて町民にお知らせが
行ったことがあります。このシステムを利用しまして、実は、職員が、例えば避難勧
告、避難指示を出した場合に、メーカーに関係なく、豊頃町エリア内にあります携帯
電話全てにそういう情報を流すことができるシステム、これがJアラートエリアメー
ルというシステムになっております。これはあくまでも、そういうような緊急地震速
報みたいなものも流すことができるのですが、そういうものも流しますと、自分のエ
リアとは関係ない情報も入ってきますので、あくまでも防災担当の者が打ち込んだ文
字情報をメールとして送信するというところで今考えております。これは、先ほども言
いましたけれども、豊頃町内にあります携帯電話ですので、町民以外の方も当然受信
できます。ただし、町民がそのエリアの外にいる場合は、残念ながら受信はできませ
ん、これは当たり前の話ですけれども。そういったようなシステムを導入し、瞬時の
うちに多くの方に発信した避難勧告、指示等の情報を伝達したいということで、今回
入れております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 説明していただいて、非常に分かりました。分かりましたが、
ちょっと総務課長の説明の中で、全町に、文字どおり、アラートエリアメールです

ね。これは全町、豊頃町全体の中で、メーカーの機種によっては通じないところがあるのです、現実。その部分というのは、認識しているかどうかお聞きします。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 これは各メーカーさんの問題でありまして、豊頃町の寒々から出される防災電波、これが受信できない場合は、これはどうしようもないのですけれども、その電波が届く携帯無線の電波塔からは全てこの情報が発信されます。ただし、今、大崎議員が心配されているように、これが100パーセント通じるかという、そうでない場合も当然想定はされると思います。今おっしゃられたような、傍受できない場合、それから、大津地区でも受信できないエリアというのがひょっとしたらあるかもしれませんが、それについては、今後、設置する業者さんと協議、検討ということになるかと思えます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 本町の、メールでキャッチできないエリアというのはあるのです、現に。これはエアポケットになっているのかもしれませんが、その辺の認識がまだとれていないなというのですが、現実、例えば私の携帯している物から送信しても、正直言うと、その場所を特定しますが、長節は鳴りません。全く反応しません。山の上に来ると、浄水場に来るとキャッチしてくれるという地域があるのですね。そういうものも、もし検証していれば、それらについての対応策ができるではないですか。そういう考えについてはどうですか。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 今の携帯電話の普及する環境は、受信率ということで言っていますけれども、人がいないところには電波が届かないような、そういうような電波塔の設定になっています。例えば、海上、こういうものも、人はいるのですけれども、しかし、主にそこに住んでいないものですから、メーカー側としては、そういうところの電波は発信しないで、別なところという、そういう考えで今の電波は発信されています。ですから、そういったエリアについては、各社の鉄塔、これのほうを改善しなければどうしようもできない状態でありまして、何ぼJアラートシステムが素晴らしいといっても、電波が届かない部分については、さすがにどうすることもできないというのが現状であります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私からも一言御説明申し上げますけれども、今回こういう機種を導入したきっかけは、このたびの台風で、農家の方、さらに市街の方に緊急避難を出しましたけれども、それぞれ農協さんにも御協力いただきまして農家のほうにも出しました

が、一部のところでつながらない、つながっても、その方が農家でないために非常に苦労したということが発生して、事故なく済んだのですが、そういうことでなくて、和田課長が申しあげましたとおり、携帯にも入るようにすれば、ある程度、避難勧告が出た場合についてはそれぞれで対応できるということで、とりあえず人命を第一としたような形で、第1弾としてはこういう形でやり、今おっしゃるように、電波の届かないところもございますけれども、それはこれからの課題として、今とりあえずそういった形で、緊急時については、携帯を持っている方についてはできるということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 なければ、次に進みます。

9款教育費、3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 69 号

●藤田議長 日程第 7 議案第 69 号平成 28 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書 31 ページをお開きください。

議案第 69 号平成 28 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8, 0 5 7 万 3, 0 0 0 円と定めるものであります。

このたびの補正は、退職被保険者高額療養費の伸びによるもの及び前期高齢者納付金の確定に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、40 ページ、歳出から御説明いたします。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費に高額療養費 1 0 0 万円を追加。

4 款、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金に 1 万 5, 0 0 0 円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、38 ページ、歳入をごらんください。

3 款、1 項、1 目療養給付費交付金に現年度分療養給付費交付金 4 6 万 6, 0 0 0 円と過年度分療養給付費交付金 5 3 万 4, 0 0 0 円の合わせて 1 0 0 万円を追加。

9 款、1 項繰越金、2 目その他繰越金に 1 万 5, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

38 ページ、3 款療養給付費交付金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 9 款繰越金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

40ページ、2款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4款前期高齢者納付金等。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第70号

- 藤田議長 日程第8 議案第70号平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

- 岩城福祉課長 補正予算書43ページをお開きください。

議案第70号平成28年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御

説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,163万2,000円と定めるものがあります。

このたびの補正は、介護等サービス給付費の精査によるものです。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、52ページ、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費に、居宅介護サービス給付費1,100万円を追加し、施設介護サービス給付費1,500万円を減額するなど、合わせて279万円を減額。同2款、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費に介護予防住宅改修費40万円を追加。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に、職員人件費、共済費1万6,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源は、50ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金27万2,000円を追加。同款、2項国庫補助金から介護給付費調整交付金21万5,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金104万9,000円を減額。

5款、1項支払基金交付金から介護給付費交付金67万円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金から介護給付費繰入金72万8,000円を減額するなど、合わせて71万2,000円を減額するものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

50ページ、3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

52ページ、2款保険給付費。

(質疑なし)

●藤田議長 3款地域支援事業費。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第71号

●藤田議長 日程第9 議案第71号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書55ページをお開きください。

議案第71号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,724万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、来年4月に予定される豊頃病院医師の交代に伴う豊頃病院及び

医院長住宅の改修工事費並びに豊頃歯科診療所業務用備品購入のための補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書64ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、1目医院管理費に、豊頃医院並びに医院長住宅改修工事費など521万1,000円と、医院管理備品購入費39万2,000円を追加。

3款、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に業務用備品購入費81万3,000円を追加するものであります。なお、購入する備品は訪問歯科診療ユニットでございます。

この歳出に要する財源は、62ページ、歳入をごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金に豊頃医院及び歯科診療所管理費589万4,000円を追加。

3款繰越金に前年度繰越金52万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

62ページ、2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

64ページ。1款医院費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 内容について、ちょっと説明をいただきたいと思いますが、工事請負費の中で、医院の屋上防水改修工事が減額していますね。これを減額しているというのは、何か防水で、不要な予算だったのか、それともどうだったのかという、そこを説明していただきたいのと、それから、医院長住宅が今回の行政報告で町長からも行いたいのだというような上程で500万ほど出ているのですね。ですから、総体的に、これがどうしてこういうふうになら減額したり、あるいは改修するために、充当するための繰入金でやるわけですけれども、その辺の説明を、全体的に説明いただけます

か。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

工事請負費の屋上防水改修工事並びに塗装工事については、今年の予算で工事を行いました後の執行残の精査をここでさせていただいてございます。ですから、工事はもう既に終わったものでございます。その下三つについては、医院の改修工事につきましては、診療室並びに処置室、医院長室、応接室などの改修に伴う工事になってございます。また、医院長住宅につきましては、水回りにつきましては、医院長住宅完成後、一度も更新等を行っておらず、前医師、今の現医師に伴う使用劣化に伴いまして、水回りのユニットバス等の取替え等を行いたく、予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 記憶が薄いのですが、今回の現医院長も着任するときに、これらの改修をされているのです。何年たったですか。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 現医院長の着任時におきましては、住宅等につきましては、医院も含めてですね、改修を行ってございません。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 関連ですから、確認のためにお聞きしますが、多分、予算に提案されるときに、医院長住宅、いわゆる病院そのものですね、診療所ですね、それから、提案される場合に、どうしても附帯建物、例えば、新しく着任する方がどのぐらいの車に乗るかわかりませんが、必ずガレージも出てきたり、あるいは、それに対する周辺の道路整備だとかということに関連にして、必ずこういう要望も出てくると思うのですね。そういうものについてはないのでございますか、その辺を聞いておきたいと思います。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

今回、医院長住宅に絡めまして、ガレージ等の改修は行いません。多分、議員がおっしゃられているのは、今年予算の中でという部分につきましては、職員住宅2棟ございました、そちらの改修費の予算と混同されているのかなと思います。医院長住宅につきましては、前医師、現医師が着任時について住宅をいじってございませんので申し添えたいと思います。

以上です。

- 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 次に進みます。
3 款 歯科診療所費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 7 1 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 7 2 号

- 藤田議長 日程第 1 0 議案第 7 2 号平成 2 8 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号) についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
渡部施設課長。
- 渡部施設課長 6 7 ページをお開きください。
議案第 7 2 号平成 2 8 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号) について御説明いたします。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8, 7 8 6 万 6, 0 0 0 円と定めるものであります。
本補正予算は、施設の維持管理のための薬品代、修繕料に係るものであります。
主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。
7 6 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、修繕料など 1 2 7 万円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、7 4 ページ、歳入について御説明いたします。

2 款繰入金に、一般会計繰入金 5 3 万 1, 0 0 0 円を追加。

3 款繰越金に、前年度繰越金 7 3 万 9, 0 0 0 円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7 4 ページ。2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 7 6 号

●藤田議長 日程第11 議案第76号豊頃町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高倉農業委員会事務局長。

●高倉農業委員会事務局長 議案書13ページをお開き願います。議案第76号豊頃町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法は、従来までの公選制から町長が議会の同意を得て任命する選任制に改められたところがございます。農業委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により、町条例で定めるものとされており、委員の定数を14人と制定しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では本条例の施行日を公布の日と定め、附則第2項では、豊頃町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止を定めるものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第73号

●藤田議長 日程第12 議案第73号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書1ページをごらん願います。議案第73号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について説明いたします。

近年、介護に専念するため離職を余儀なくされる労働者が増加していることから、仕事と介護の両立を支援することが国の重要な課題となっておりましたが、介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間労働者に係る制度として改正介護休業法が本年3月29日に施行されたところであり、これを受け、本年8月に出されました人事院勧告でも、公務員においても同様の措置を講ずるよう勧告されており、今般、国家公務員及び地方公務員に係る関係法令が改正されたため、豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例を改正するものであります。

改正の内容について説明いたします。

休暇の種類を規定する第11条の改正は、新設された休暇の名称、介護時間を加える改正であります。

次に、介護休暇を取得する条件を規定する第15条の改正は、これまで連続する6か月の期間であった介護休暇の期間を、職員の申し出に基づく期間内において、一の介護状態ごとに3回以下で分割取得でき、かつ、その合計が6か月以内での範囲で取得できるよう改めるものであります。

次に、2ページの第15条の2の改正は、新設された介護時間に係る追加改正であります。日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、改正後の第15条の規定する介護休暇の期間とは別の期間において、連続する3年以内にて時間単位で休暇を取得できる介護時間の制度を追加するものであります。なお、介護休暇及び介護時間はいずれも無給となるものであります。

次に、附則であります。第1項は、本条例の施行期日を平成29年1月1日と定め、第2項では、改正前の条例により既に介護休暇の承認を受け、介護休暇を取得中の職員で、改正条例施行日の平成29年1月1日において6か月を経過しない、いわゆる残余期間がある場合、改正後の第15条の規定により、職員の申し出による初日から施行日以後の日までの期間を指定し、残余期間の介護休暇の分割取得を可能にする経過措置を定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 この条例については、非常に前向きで、私は賛同したい内容なので、すね。ただ、これを進める中において、介護時間とか介護期間だとか、これは無給に

なるわけですが、これについての管理体制というのはどういうふうな、各所属しているところですね、いらっしゃると思うのです、これは男女ともそうだと思うのですが、そういう管理体制というのは、今現在のところどういうふうにお考えなのかというところを、いわゆる申請手続、それから、その期間の休暇時間、あるいは介護時間、期間等の管理ですね、これについてはどういうふうにお考えですかというところをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 この介護休暇、以前もそうなのですが、育児休業も同じなのですが、あくまでも介護を必要とする期間の指定を受けることになります。指定につきましては、承認制度となっておりますので、首長に承認をしていただき、その期間内において分割及び時間休の取得、このような扱いになります。その管理につきましては、従前と同様に総務等で管理をすることになります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第74号

●藤田議長 日程第13 議案第74号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第74号豊頃町税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案説明書の1ページ、説明第1号により説明いたします。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、所得税法等の一部を改正

する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、これが改正されたことに伴い、本町の税条例の一部改正を行うものであります。

今回の改正につきましては、国際課税における二重課税の排除、軽減に関するものであります。

主な改正内容といたしましては、町税条例に附則第20条の4を追加し、新たに、特例適用利子及び配当に係る個人の町民税の課税の特例を定めるものであります。

内容といたしましては、外国法人又は外国居住者が有する事業所得から支払を受けた利子及び配当につきましては、他の所得と区分し、当該利子及び配当の額に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税を課税するものであります。従来は、当該利子及び配当に係る税率は、相互課税において、町民税6パーセント、道民税4パーセントだったものを、今回の改正では分離課税とすることとし、町民税3パーセント、道民税2パーセントに軽減するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から適用するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第75号

●藤田議長 日程第14 議案第75号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第75号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。こちら、議案説明書2ページ、説明第2号により御説明いたします。

本案につきましては、先ほどの議案第74号町税条例の一部改正に関連したものでございます。

初めに、改正の趣旨であります。本案は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、本条例に附則第13項及び14項を追加し、新たに特例適用利子及び配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるものであります。

内容といたしましては、個人町民税で分離課税される特例適用利子及び配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から適用するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第2号及び同意案第3号

●藤田議長 日程第15 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第16 同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

同意案第2号及び第3号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号及び同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して御説明申し上げます。

同意案第2号につきましては、平成29年2月6日をもって任期満了となります宝田明洋氏を引き続き任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町十弗203番地、氏名は宝田明洋であります。

同意案第3号につきましては、平成29年2月28日をもって任期満了となります坂口嘉弘氏の後任として次の者を任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩栄町183番地10、氏名は熊野幸雄であります。

以上でありますので、御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第17 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、12月9日から12月13日までの5日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月13日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員